

第六十九号議案

江戸川区民間賃貸住宅家賃等助成条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年六月六日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

江戸川区民間賃貸住宅家賃等助成条例の一部を改正する条例  
 江戸川区民間賃貸住宅家賃等助成条例（平成元年十二月江戸川区条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「熟年者世帯」を「高齢者世帯」に改める。

第二条第一項第一号イ及びロ中「熟年者」を「高齢者」に改める。

第六条の次に次の一条を加える。

（支給期間）

第六条の二 第二条第一項第一号ハに該当する受給者（同号イ又はロに該当する場合を除く。）に対する助成金の支給期間は、初回の家賃を振り込んだ月から起算して十年を限度とする。

第八条第一号及び第二号中「熟年者」を「高齢者」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和八年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第六条の二の規定は、施行日以後に第五条第一項の規定による助成決定を受ける世帯から適用し、施行日前に第二条第一項第一号ハに該当する世帯として第五条第一項の規定による助成決定を受けた世帯は、

なお従前の例による。

(説明)

時代に合わせて行政サービスの整理・再構築を図るため、障害者のいる世帯に対する民間賃貸住宅家賃等を助成する期間を定めるほか、規定を整備する必要があります。